

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警察大学校副校長  
科学警察研究所総務部長  
皇宮警察本部副本部長  
各管区警察局総務担当部長  
各管区警察学校長 殿  
警視庁警務部長  
警視庁警察学校長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
庁内各課長

警察庁丁人発第170号  
令和2年3月25日  
警察庁長官官房人事課長

学校教養等における新型コロナウイルス感染症への取組の強化について(通達)  
学校教養における新型コロナウイルス感染症への対策については、「各級警察学校における新型コロナウイルス感染症への対応について(通達)」(令和2年2月21日付け警察庁丁人発第93号)及び「警察教養における新型コロナウイルス感染症への対応強化について(通達)」(令和2年2月27日付け警察庁丁人発第105号)(以下「旧通達」という。)により、感染防止を図る取組を推進してきたところであるが、今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の下に設置された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)(以下「提言」という。)が取りまとめられたことから、本提言を踏まえた上、学校教養等を推進する上での感染防止対策に特段の意を払い、下記の内容を踏まえた一層の取組の強化を図りたい。

なお、旧通達については廃止する。

## 記

### 1 学校教養実施上の基本的な考え方

上記提言では、最も感染拡大のリスクを高める環境として、①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離(お互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場(以下「3つの条件が同時に重なる場」という。)が挙げられ、そのような場での活動の自粛が呼び掛けられている。

学校教養については、その運営方法・手段によっては、「3つの条件が同時に重なる場」となりやすいことから、これを徹底的に避ける取組を講じた上で、地域にお

ける感染の広がり状況等も踏まえながら実施すること。

事前の検討の結果、「3つの条件が同時に重なる場」となることを避けられない場合や地域における感染状況が拡大傾向にあるような場合には、授業の中止や縮小、その他必要な見直しを検討すること。

## 2 感染防止に向けた取組の指導の徹底

### (1) 日常生活における指導

警察大学校、法科学研修所、皇宮警察学校、管区警察学校、警視庁警察学校及び道府県警察学校（以下「警察学校」という。）における入校予定者及び入校生（以下「入校予定者等」という。）並びに警察学校職員に対しては、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について（通達）」（令和2年2月18日付け警察庁丙給厚発第5号ほか。以下「官房長通達」という。）において示された警察職員の感染防止に向けた取組について指導すること。

また、過去には、スポーツジム、ライブハウス、懇親会等での発生が疑われるクラスター（患者集団）の発生が報告されていることから、入校前及び入校期間中については、執務時間外又は休日であっても、「3つの条件が同時に重なる場」を避ける行動をとるよう指導すること。

### (2) 海外渡航に関する指導

感染症危険情報が高い国・地域に海外旅行や海外留学等を予定している初任科入校予定者を含めた入校予定者等に対しては、渡航計画の変更等について、十分な検討を促すとともに、感染防止に向けた取組について、指導の徹底を図ること。

## 3 健康管理の徹底（検温の実施等）

### (1) 入校予定者

原則として、全ての入校予定者について、入校2週間前から1日2回（朝・夕）の体温計測を実施の上、別記様式に記録させたものを入校前に電子メール等適宜の方法により提出させ、警察学校職員において異常の有無を確認すること。その際、風邪に似た症状がある場合は、別記様式の「健康状態等」の欄に症状を確実に記載させること。

ただし、感染症危険情報が高い国・地域に海外旅行や海外留学等で渡航した初任科入校予定者を含めた入校予定者等が帰国する際などには、帰国して2週間は体調管理を徹底させ、入校前に健康診断を受診するよう促すこと。

### (2) 入校生及び警察学校職員

入校生及び警察学校職員については、上記3(1)と同様、あらかじめ体温計を持参させた上で1日2回の体温計測を実施させ、別記様式に記録させること。

## 4 発熱等の症状が認められた場合の対応

### (1) 入校予定者

入校予定者に発熱等の症状が認められた場合には、その旨を確実に入校予定の警察学校に報告させた上、状況に応じ、当該者の入校を見合わせ、自宅において待機させるなどの措置をとること。

(2) 入校生及び警察学校職員

入校生及び警察学校職員に発熱等の症状が認められた場合には、上記4(1)と同様、その旨を確実に警察学校に報告させること。

5 感染が疑われる症状が認められる場合の対応

(1) 入校予定者

入校予定者に感染が疑われる症状（厚生労働省が公表する相談・受診の目安に該当するもの。以下同じ。）が認められる場合には、その旨を確実に警察学校に報告させ、入校を見合わせた上、官房長通達に従い、保健所等への相談など必要な措置をとらせること。

(2) 入校生及び警察学校職員

ア 保健所への相談と医療機関における受診

入校生に感染が疑われる症状が認められる場合には、寮室を出ることなく、速やかに警察学校に報告させた上、最寄りの保健所に相談し、当該入校生を保健所が勧める医療機関において受診させること。

また、警察学校職員自身に感染が疑われる症状が認められた場合は、入校生との接触を避けた上、同様の措置を講ずること。

イ 保健所への相談を経なかった場合の措置

感染が疑われる症状に該当するものと自認しなかった等の理由により保健所への相談を経ることなく医療機関を受診した結果、感染が疑われると診断されたときは、診断された時点で速やかに警察学校に報告させること。

ウ 授業等の見合わせ

感染が疑われる症状が認められる者が出た場合、感染の状況が判明するまでの間、全ての授業（入校生が互いに接触しないものを除く。）の実施を見合わせ、寮室における自習を課すなどの代替案を検討すること。

また、入校生に対しては、感染拡大防止の観点から、校内において互いに極力接触しないように指導するとともに、外泊外出を控えるように指導すること。

6 入校生及び警察学校職員の感染を確認した場合

入校生及び警察学校職員の感染が確認されたときは、官房長通達に従い、当該入校生等の寮室や接触した物品等に対し、所要の消毒措置を行うとともに、他の入校生についても、都道府県の保健衛生部門の指示に従い、必要な措置を講ずること。

なお、感染拡大防止のため見合わせた授業の再開等については、保健所の意見等を踏まえ、慎重に判断すること。

## 7 報告連絡体制の構築等

- (1) 感染拡大防止の徹底を図るため、最寄りの保健所との連絡窓口を設定するなど、報告等に係る体制を構築すること。その際、報告等に係る連絡一覧表を作成し、全ての学校職員に周知すること。
- (2) 感染が疑われ、又は感染した入校生を確認したときは、官房長通達によるほか、当課（学校教養第一係、第二係（ ））に対しても、入校生の人定、講じた措置等について速やかに報告すること。

## 8 入校期間中における感染リスクの軽減

### (1) 入校式等の諸行事における感染リスクの軽減

講堂等の屋内に不特定又は多数の者が集合する入校式等の諸行事については、開催の必要性を十分に検討し、実施する場合には、式典の簡略化や入校生の座席間の距離を十分に取る措置のほか、出席者を入校生及び警察職員のみにするなど、「3つの条件が同時に重なる場」とならないような措置を講ずること。また、飛沫感染等を防ぐ観点から、国歌、校歌等の斉唱については、録音したものの放送など代替案も合わせて検討すること。

### (2) 授業における感染リスクの軽減

#### ア 講義

教場が換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施するとともに、定期的に外気を取り入れる換気（可能であれば、2方向の窓を同時に開けること。）を実施するほか、座席間の距離を十分に取るなど、教場が「3つの条件が同時に重なる場」とならないような措置を講ずること。

また、複数の課程等が集合する合同授業等については、実施の必要性を十分に検討するとともに、実施する場合には、入退場に時間差を設けるなど動線も検討すること。

#### イ 体育・術科

入校生相互の接触機会が多い体育・術科については、基本的な健康管理措置を改めて徹底するとともに、手の届く範囲内での声出しや正対しての大きな発声、声援等を避けるなど、入校生が相互に発声する機会を最小限に抑え、飛沫感染防止の措置を徹底すること。

また、授業終了後は、共有物からの感染防止のため、訓練施設及び訓練用資機材に対して、所要の消毒措置を行うこと。

#### ウ 実習

屋内外で実施される各種実習においては、官房長通達における警察職員の感染防止に向けた取組を引き続き徹底し、咳エチケットや手洗い、うがい等の基本的な感染症対策の徹底を図るとともに、飛沫感染防止のため、入校生相互の

大きな発声を伴う実習については、教養方法をあらためて検討すること。

## エ 研修

不特定多数の者と接触する可能性の高い校外研修については、その必要性を十分に検討し、中止や縮小、開催時期や場所の変更等個別具体的なカリキュラムの見直しを行うこと。

### (3) 寮生活等における感染リスクの軽減

入浴や食事については、課程等ごとに時間差を設けて対象施設を使用させるなど、一斉に入校生が集まり、「3つの条件が同時に重なる場」となることがないよう留意し、座席間の距離を取る、向かい合わせにならない、会話を控えるなどの行動の変容を促す指導をすること。

## 9 厚生施設等における衛生管理の徹底

売店、食堂等厚生施設においても、現下の情勢を踏まえ、手洗いやマスクの着用等咳エチケットの励行、アルコール消毒等、感染症対策を推進するよう協力を要請すること。

また、警察施設に出入りする来所者等の部外者に対しても、必要な感染予防対策に関する注意喚起や協力依頼を行うこと。

## 10 職場における警察教養

学校教養以外の職場における各種研修会等についても、「3つの条件が同時に重なる場」とならないように、実施の必要性や方法等を検討すること。

